

天童市市民墓地 使用のてびき

■ 墓地の概要と使用料など

項目	内容	備考
所在地	天童市大字山元字遠藤塚 2 2 0 0 番 1	
墓地の広さ	4. 0 m ² (間口) 2 m × (奥行き) 2 m	実際に使用できる大きさは、区画縁石の内側です(1.9m×1.9m)。区画縁石内は、使用者の責任で管理していただきます。
使用料(永代)	1 区画 2 2 0, 0 0 0 円	
管理料(毎年)	年間 3, 6 0 0 円	貸出し墓地区画以外を管理するための費用として、植栽等の管理費・電気料・水道料・事務費などを含みます。

■ 使用者の資格

①本市に住所を有する方

②本市に本籍を有する方(本市に住所を有する保証人が必要です。)

※原則として、3年以内に墓碑等を建立していただける方。

※1世帯につき1区画の申込みに限ります。

※墓地使用者に対して、土地の所有権を譲り渡すものではありません。

※墓地を他人名義で使用したり、墓地の使用権を譲渡・転貸したりすることはできません。

■ 使用権の承継

- ・使用者が死亡した場合は、相続人又は親族等^しで祭祀を主宰する者が「墓地使用権承継申請書」を提出することにより、墓地の使用権を承継することができます。
- ・承継人がいないとき、使用権は消滅します。

■ 施設工事届

- ・墓地に工作物等を設置(撤去)しようとするときは、「施設工事届」を提出してください。

「工作物等(墳墓・碑石・形像類等)」の設置について

- (1) 工作物等の高さは、区画縁石の上面から2メートル以内とします。
- (2) 盛土の高さは、区画縁石の上面から0.3メートル以内とします。
- (3) 外柵の高さは、区画縁石の上面から0.6メートル以内とします。
- (4) 工作物等を設ける範囲は、区画縁石の内側とします。
- (5) 区画縁石を移動してはいけません。
- (6) 工作物等の向きは、各区画の南北方向に走る通路側を正面にして設置してください。
- (7) 区画内に樹木・草花の植栽を行ってはいけません。

- ・工事が完了したときは、「工事完了届」を提出してください。
- ・市では、工事完了届を受けて工事の確認検査を実施し、「検査結果報告書」により適否を通知します。

■ 埋蔵等の届出

- ・墓地に焼骨等を埋蔵したり改葬したりするときは、「埋蔵・改葬届出書」を提出してください。
- ・墓地には、火葬しない死体を埋葬することはできません（土葬の禁止）。

■ 日常の管理、墓参について

- ・各使用者は、自己の使用する墓地について、工作物等の安全を保持するとともに、清掃や草取りを行うなどして、常に清潔を保つようにしてください。
- ・墓参の際に使用した献花や供物、ごみ類は、必ず、各自で持ち帰ってください。
- ・不可抗力による損害については、市で責任を負いません。
- ・積雪が多い時期は、自ら除雪をしないと墓参・納骨ができない場合があります。

■ 墓地の返還

- ・墓地が不要になったときや使用の許可を取り消されたときは、すぐに市長に届け出て、墓地を原状に復して返還してください。

■ 使用の許可の取消し

- ・次に該当するときは、使用の許可を取り消されることがあります。
 - (1) 焼骨等の埋蔵以外に墓地を使用したとき。
 - (2) 使用权を譲渡したり転貸したりしたとき。
 - (3) 墓地の使用料や管理料を納付しないとき。
 - (4) 不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (5) 天童市市民墓地の設置及び管理に関する条例や規則に違反したとき。

■ 行為の禁止

- ・市民墓地内において、次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 墓地を損傷したり、汚損したりすること。
 - (2) 樹木を伐採したり、植物を採取したりすること。
 - (3) 鳥獣類を捕獲したり、殺傷したりすること。
 - (4) みだりに火気を扱うこと。
 - (5) 無断で墓地の区画の形質を変更すること。
 - (6) 張り紙や張り札をしたり、広告を表示したりすること。
 - (7) 以上のほか、墓地の管理に支障を及ぼす行為をすること。

■ その他

- ・その他、必要な事項については、天童市市民墓地管理者の指示に従ってください。

●問合せ 天童市市民部生活環境課 Tel.023-654-1111 (内線 273・274)